

令和8年度 空港リムジンバス実証事業 仕様書

1. 業務の目的

ドライバー不足を背景として路線バスの減便が相次いでおり、特に通勤・通学需要の少ない土日祝日を中心に、その影響が顕著となっている。

市民アンケート等では、那覇空港への直通バスを求める意見が最も多く寄せられている。また、空港駐車場の満車が頻発している状況は、自家用車による空港アクセス需要の高さを示している。さらに、インバウンドを含む、自動車を利用しない観光客の増加により、公共交通による本市へのアクセス向上は、観光振興の観点からも喫緊の課題となっている。

このため、路線バスの減便により生じている土日祝日を中心とした交通空白の解消を図るとともに、市民及び観光客の空港アクセスの利便性向上を目的として、市役所と那覇空港を直結するリムジンバスの実証運行を行い、移動利便性の確保と観光誘客を図る。

2. 業務の名称

空港リムジンバス実証事業

3. 業務の期間

契約締結日の翌営業日から令和9年2月10日まで

4. 業務の金額

23,177,000円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は公募型プロポーザル方式のために掲示するものであり、契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 空港リムジンバスの運行

1) 運行計画の作成

南城市役所と那覇空港までのリムジンバスのルートやダイヤ、予約方法、運賃收受方法等の運行に必要な事項を定めた運行計画を作成する。運行ダイヤについては、「標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP)」にもとづき作成し、公表するものとする。なお、運行概要は以下のとおりである。

運行期間：令和8年8月～令和9年1月の6か月間

運行日数：約110日間

運行曜日：原則 金曜日、土曜日、日曜日、月曜日

(但し、火曜日・水曜日が祝日の場合は運行)

運行本数：1日3往復以上

運行車両：18人乗り以上の観光タイプバス

運賃：大人1,300円以上 小人650円以上

※運行計画は、市と受託事業者が協議の上、決定する。

2) 乗合事業の許可申請

1) で作成した運行計画を踏まえ、道路運送法第 21 条第 2 号の規定に基づく許可申請を行う。

3) 乗務員の確保及び講習の実施

実証運行に必要な乗務員を確保するとともに、実証運行に必要な講習や現地の試走等を実施すること。

4) 運行に必要な物件等の調達・準備

空港リムジンバス実証に必要なバス停の表示や、車両への表示、予約システムの準備など必要な物件等の調達、準備を行うこと。

5) 空港リムジンバスの運行

運行計画に基づき、空港リムジンバスの運行や、予約受付、運賃收受、問い合わせ対応等を実施すること。

6) 運賃收受方法

クレジットカード及び現金に対応するものとし、その他の決済方法を追加で用意することを妨げない。なお、決済手数料等控除後の収入については、本事業費に充当するものとし、当該収入額相当分を委託費から差し引くものとする。

7) 利用状況の記録

空港リムジンバスの利用実態を把握するため、便毎の利用者数を記録するとともに、国土交通省の「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」にあわせて利用データを整理すること。

(2) 実証事業の広報

1) ポスター・チラシの作成

主に市民向けに周知を図るため、ポスター、チラシを作成する。チラシは 20,000 部を想定している。

2) 来訪者向けの広報実施

沖縄来訪前に実証事業の周知を行うため、国内観光客向けと国外観光客向けの広報を実施する。広報手法は受注者の提案により、市と協議の上、決定するが、実証事業の期間中複数回実施するものとする。

(3) 実証事業の運営支援・評価

1) 関係者会議の開催

実証事業の円滑な実施に向け、発注者や受注者、その他関係者による会議を開催する。会議は 3 回の実施を予定しているが、協議の上必要に応じて随時実施すること。

2) 基礎データの整理

運行計画作成の検討材料や評価にあたっての基礎資料とするため、南城市と那覇空港間の公共交通の運行状況等を整理すること。

3) アンケート調査の実施

実証事業による那覇空港へのアクセス利便性の向上や、公共交通への転換状況等を把握するため、利用者に対するアンケート調査を実施する。調査手法は受注者の提案により、市と協議の上、決定する。

4) ヒアリング調査の実施

実証事業による市内の主要な観光施設等への効果を把握するため、ヒアリング調査を実施する。調査対象事業所は協議により決定するが10箇所程度を想定している。

5) 実証事業の効果分析・課題整理

利用実績データや調査結果より、実証事業の効果を分析するとともに、今後の事業の自走化に向けた課題を整理すること。

6) 今後の改善策の検討

5) で整理した課題を踏まえ、次年度以降の改善策を提言すること。

7) 実施報告書の作成

本業務での検討結果、実施内容、収支等を客観的に分析し報告書としてとりまとめること。

6. 成果品

- (1) 報告書印刷 (A4版ドッチファイル) 3部
- (2) 報告書電子データ 一式 (CD-R 2枚)
- (3) その他、本業務により制作されたもので市が求めるもの

7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和9年2月10日(水)までに提出すること。

8. 協議について

本仕様書に記述のない事項については市と受託事業者の協議によって定めるものとする。また、企画提案においては本仕様書の記述内容を満たしたうえで独自の新たな提案を盛り込んでもよい。

9. データの取り扱い

本業務において得られたデータ(構造化データ、非構造化データ、パーソナルデータ、非パーソナルデータ等)については、基本的に市が保持するものとし、市は受託者に利用権限の一部を与えることとする。(相互利用許諾)

尚、市が許諾する受託者のデータ利用は原則としてシステムや機器の保守管理業務に係る市への報告及び市にとって有利な情報提供に資する場合のみとし、受託者は市の求めに応じて必要なデータの提供を行うものとする。

その他、データの取り扱いに関する詳細事項や相互利用許諾の範囲については別途本業務の契約時に協議のうえ決定するものとする。